

むつ市議会第260回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和6年6月27日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第44号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第45号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第46号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第47号 工事請負契約について
(第80回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第5 議案第48号 工事請負契約について
(下北文化会館空気調和設備改修工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第6 議案第49号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第7 議案第50号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第8 議案第53号 財産の取得について
(夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小中学校に冷房設備を配備するもの)
- 第9 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 第10 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- 第11 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第12 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第13 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第14 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田真一
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業 管理者	吉田和久	代監査委員	齊藤秀人
総務部長	吉田由佳子	総務部 総務推進	藤島純
総務部 危機管理	畑山勝利	政務推進	角本力
財務部長	松谷勇	市民生活	石橋秀治
健康福祉 部	斉藤洋一	健康 づくり	畑中美雅
子ども みどり smile koffice にり所	菅原典子	産業政策	伊藤大治郎
都市整備 部	木下尚一郎	建設技術	小笠原洋一
川内庁舎 所	杉山郷史	管理計者	中村智郎

選挙管理委員会 事務局長	野坂武史	監査委員局長	小田晃廣
農委事務局長 農委事務局長 農委事務局長 農委事務局長	立花一雄	教育部長	福山洋司
教委事務局長 教委事務局長 教委事務局長 教委事務局長	畑中涉	水道長 水道長 水道長 水道長	中村久
畑所舎長 畑所舎長 畑所舎長 畑所舎長	松本邦博	野所策理 野所策理 野所策理 野所策理	山崎拓也
総務室 総務室 総務室 総務室	立花幸一	総務課 総務課 総務課 総務課	鈴木明人
総務主任 総務主任 総務主任 総務主任	佐々木大	総務主任 総務主任 総務主任 総務主任	菊池亘

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝悦	次長	石田隆司
主任幹事	澁川紋子	主任幹事	畑中佳奈
主任査査	瀬角朋也		浜端快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

6月19日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長より、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、4月23日から26日まで実施した総務教育常任委員会の行政視察報告書及び5月21日から24日まで実施した産業建設常任委員会の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配信しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第14 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第44号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第14 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの

14件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。
総務教育常任委員長。

（11番 野中貴健議員登壇）

○11番（野中貴健） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案4件、報告5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月19日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第48号 工事請負契約についてであります。理事者側から、下北文化会館空調和設備改修工事に係る建設工事請負契約を締結するためのもので、工事期間は令和7年11月29日まで、請負代金額は2億460万円、受注者は株式会社菊池住設となっているとの説明がありました。

これに対し委員から、工事期間中の施設の利用について質疑があり、理事者側から、通常業務を行いながら工事するため、基本的に使用できなくなる部屋はないが、大ホールのロビーに機材を入れる際に、事故防止のため2週間ほど利用を制限することとなるとの答弁がありました。

次に、議案第49号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。理事者側から、令和6年度から賦課徴収が始まる森林環境税について、個人住民税均等割と併せて行う

こととされているため、当該組合の共同処理する事務に森林環境税等の徴収に係る規定を加えるものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第50号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。理事者側から、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく財政上の特別措置を活用するためのものであり、具体的には、令和6年度に実施する九艘泊漁港浚渫工事、川内54号線舗装事業、霞城橋長寿命化修繕事業、仮団地橋長寿命化修繕事業及び川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業の各事業に過疎対策事業債を充当するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回計画に追加となる事業の詳細について質疑があり、理事者側から、九艘泊漁港浚渫工事に580万円、川内54号線舗装事業に960万円、霞城橋長寿命化修繕事業に1,170万円、仮団地橋長寿命化修繕事業に3,820万円、川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業に2,280万円の過疎対策事業債をそれぞれ充当し、財政上の特別措置を最大限活用しながら各地の整備を図るものであるとの答弁がありました。

次に、議案第53号 財産の取得についてであります。理事者側から、夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小中学校に冷房設備を配備するものであり、令和6年6月10日に仮契約となったことから提案するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、本冷房設備の納入期限について質疑があり、理事者側から、令和7年6月30日を納入期限としているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、納期まで期間があるにもかかわらず分割発注とせず一括発注とした理由

について質疑があり、理事者側から、第259回定例会総務教育常任委員会でもご説明したとおり、分割発注も検討したが、一括で購入することで分割発注に比べ購入予算を低減できることが最大の理由であり、大型の校舎に設置するということから、キュービクルの電源工事と併行して行うことから、工期に余裕を持たせたものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、住宅用エアコン299台を一括発注することにより入札に参加できない業者がおり、指名競争入札にもかかわらず多くの業者が辞退又は棄権となり、2者の入札となったことへの見解について質疑があり、理事者側から、来年の夏に稼働できるように今年度の夏休み期間中にエアコン本体の取付けが必要となるため契約を急いだものであるが、分割発注したほうが地域に良い影響があるというのはご意見として承ったとの答弁がありました。

次に、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、組織改編に伴い、むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正し、職名を政策推進監から次長へ変更したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、組織改編の条例が12月議会で上程されていることから、本案は専決処分ではなく議案として3月議会に上程するべきではなかったのかとの質疑があり、理事者側から、本来であれば3月議会に提案すべき事案であったとの答弁がありました。

次に、報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市税の徴収等の特例に関する条例において、納期の特例を規定している個人市民税及び県民税に、令和6年度から賦課徴収が始まる森林環境税を加えるものであるとの説明がありま

した。

これに対し委員から、昨年3月のむつ市税条例の改正に合わせて改正とならなかった理由について質疑があり、理事者側から、昨年3月に個人の住民税及び県民税と合わせて森林環境税を徴収できるよう改正していたが、その後、市の納期の特例となる条例の改正が必要かどうか検討した結果、令和6年度の賦課徴収前に改正するという判断に至り今回専決処分させていただいたとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、仮に今後、今回と同様に税目が追加されるような改正があれば、むつ市税条例に合わせて特例も改正することになるのかとの質疑があり、理事者側から、そのようにすべきと認識しているとの答弁がありました。

次に、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容として、令和6年度の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の定額減税を行うこと、また、令和6年1月に発生した能登半島地震により住宅や家財などの資産に損害が生じた場合、令和6年度の個人住民税においてその損失金額を雑損控除の適用対象とする特例を設けるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、定額減税に関わらない改正内容はこういったものがあるかとの質疑があり、理事者側から、固定資産税の土地の負担調整措置を3年延長する改正などがあるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、定額減税のほかに、市民に影響がありそうなものは提案理由で詳しく述べるなどの説明をしていただきたかったとの意見がありました。

次に、報告第13号 専決処分した事項の報告及

び承認を求めることについてであります。理事者側から、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、むつ市産業振興促進区域における固定資産税の課税免除の適用期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日に3年間延長したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、県内他市では、本条例の改正を専決処分ではなく6月議会に議案として上程している例もあるが、他市の状況を踏まえた上での専決処分なのかとの質疑があり、理事者側から、3月31日が課税免除の適用期限となっているので、3月31日付で専決処分させていただいたとの答弁がありました。

次に、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用期限を、令和6年3月31日から令和8年3月31日に2年間延長したものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、産業建設常任委員長の報告を求めます。
産業建設常任委員長。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） 産業建設常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月19日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

議案第46号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、国の技術的助言である標準下水道条例の一部改正を踏まえ、排水設備工事責任技術者の専属要件を緩和するものであり、また、下水道法施行令で規定する放流水の基準が令和7年4月1日より改正となることから所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、対象となる事業者数及び事業者に対する影響への所感についての質疑があり、理事者側から、対象となる事業者は3社であり、この度の改正は規制を緩和するものであることから、技術者が減少傾向にある昨今において、事業者にとっては事業運営に良い影響を与えるものと考えているとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、民生福祉常任委員長の報告を求めます。
民生福祉常任委員長。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 民生福祉常任委員会に付託されました議案3件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月19日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決及び承認すべきもの

と決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第44号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてありますが、理事者側から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じ、重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供することについて定めるためのものである。また、重要事項のインターネットでの公表については、青森県が運用している子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」を利用し、すでに市内全ての特定教育・保育施設等で実施されているとの説明がありました。

これに対し委員から、対象となる保育施設等の内訳についての質疑があり、理事者側から、市内に特定教育・保育施設が22施設、特定地域型保育事業所が1施設の計23施設あり、これら全ての保育施設が対象となるとの答弁がありました。

また、別の委員から、「ここdeサーチ」を活用することによる保護者等へのメリット・デメリットについての質疑があり、理事者側から、全国どこからでもインターネットを通じて施設の詳細情報を閲覧できるメリットがあり、デメリットは特にないものと考えているとの答弁がありました。

さらに別の委員から、重要事項の内容についての質疑があり、理事者側から、保育園等の施設の運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担及びその他の利用申込者が特定教育・保育施設を選択するに当たり必要とする事項であるとの答弁がありました。

次に、議案第45号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例についてありますが、理事者側

から、都市公園内において、指定管理者が行為の許可を行うこと等について、所要の条文整備をするためのものであり、指定管理者が管理する公園内における行為の許可を指定管理者に行わせることについて、条例に規定するため改正するものである。また、本年4月1日より、むつ市体育協会がむつ市スポーツ協会に名称を変更したことに伴い、条例内の名称を改正するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、条例に掲げた行為であれば、指定管理者の判断により許可できるという解釈でいいのかとの質疑があり、理事者側から、指定管理者の判断で行うことが可能であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、条例の範囲を超えた行為を許可する懸念についての質疑があり、理事者側から、判断が難しい事案があった場合は、市へ相談していただくよう周知したいとの答弁がありました。

次に、議案第47号 工事請負契約についてであります。理事者側から、第80回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事に係る工事請負契約を締結するためのものであり、契約方法は指名競争入札、契約の相手方は山内土木株式会社、工事期間は令和7年3月21日までとなっているとの説明がありました。

これに対し委員から、工事の目的と範囲及び万が一工事が遅延した場合の対応についての質疑があり、理事者側から、艇置場がなければ競技を開催することができないため、競技の開催に当たって必要となる工事であり、工事範囲は、むつマエダアリーナ南側にある市有地の空き地全体が対象となっている。また、工事が遅延した場合は、令和7年9月開催予定のリハーサル大会に間に合うように完工することとなるが、あくまで今年度中に完工予定であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、国民スポーツ大会終了後の活用方法についての質疑があり、理事者側から、むつマエダアリーナやしもきた克雪ドームにおいて大規模イベント等が行われる際に、駐車場として活用する予定であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、駐車場として活用する際には、再度、工事が必要となるのかとの質疑があり、今回の工事により、取り外しが可能な艇を固定する器具を地面に設置し、器具を取り外した後はキャップを取り付けることにより駐車場として使用することができるが、大会終了後に器具等の撤去を含めて、再度、工事を行うかどうか検討することになるとの答弁がありました。

次に、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、中間所得層の負担に考慮し、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるほか、低所得者層に対する軽減措置を拡充するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、対象世帯数の割合についての質疑があり、理事者側から、限度額の引き上げによる対象世帯数は109世帯、国民健康保険加入世帯全体に対する割合では1.4%となり、軽減措置の対象世帯は、2割軽減に該当する世帯が全体の11.8%、5割軽減に該当する世帯が全体の15.3%、7割軽減に該当する世帯が全体の38.1%となる。また、軽減判定の拡充により、新たに5割軽減に該当する割合は36世帯で0.5%、新たに2割軽減に該当する世帯が34世帯で0.4%、それぞれ増加しているとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで民生福祉常任委員長の

報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました8議案、6報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第44号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第44号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第45号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第45号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第46号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第46号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第47号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第47号 工事請負契約について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、第80回国民スポーツ大会セーリング競技艇置場整備工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第48号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第48号 工事請負契約について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、下北文化会館空気調和設備改修工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第49号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第49号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第50号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第50号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第53号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第53号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、夏季における児童生徒の熱中症による健康被害の防止及び教育環境の向上を図るため、市内小中学校に冷房設備を配備するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第8号

○議長（富岡幸夫） 次は、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、報告第8号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第9号

○議長（富岡幸夫） 次は、報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を

求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第11号

○議長(富岡幸夫) 次は、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ

て、報告第11号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第12号

○議長(富岡幸夫) 次は、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第13号

○議長(富岡幸夫) 次は、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第14号

○議長(富岡幸夫) 次は、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は委員長報告のとおり承認されま

した。

◎閉会の宣告

○議長(富岡幸夫) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第260回定例会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会